

～ワーキングホリデーの外国人採用～

Q ワーキングホリデー中の外国人を雇用しようと思っておりますが注意点を教えてください。

A 外国人を雇用しようとする場合、「**在留カード**」で在留資格を確認し、就労資格があるかどうか
在留期限を確認します。ワーキングホリデーで日本に滞在する外国人の在留資格は「**特定活動**」で、
在留期限は基本的に**1年間**です。

また在留カードだけではワーキングホリデーかどうかの確認ができませんので、パスポートに
添付された「**指定書**」で確認をする必要があります。

ワーキングホリデーの場合、風俗営業または風俗関連営業が営まれる営業所では働くことは
できませんが、それ以外の業種では労働時間の制限なく就労ができます。

適用される社会保険については、次のとおりです。

① 厚生年金・健康保険について

正社員の4分の3以上の所定日数と時間数を満たした場合（特定適用事業所は週 20 時間以上等）、加入が必要です。

なお、外国人の場合、厚生年金は6カ月以上の加入で脱退一時金を受けられる場合があります。

② 労災保険について

業務災害・通勤災害とも適用になります。

③ 雇用保険について

ワーキングホリデー制度が一定期間休暇を過ごす活動とその間の旅行資金を補うための
就労を相互に認める制度のため、加入することができません。

雇用保険以外は、日本人と同じ基準で適用になりますので、基準を満たした場合は、
しるべき手続きが必要になります。

在留カードの確認方法

見本・表面



①	氏 名	氏名はローマ字表記が原則ですが、氏名に漢字を使用する方は、漢字を併記することができます。ただし、通称名は記載されません。
②	在留資格	在留資格のない方にはカードは交付されません。
③	在留期間 (満了日)	在留期間中は満了日まで日本に滞在することができます。 満了日が経過している方は不法滞在となります。 ただし、申請中(⑨参照)の方は、満了日から2か月を経過するまで 又は申請結果が出るまで、②の在留資格で滞在できます。
④	住 居 地	変更があった場合には裏面に記載されます。
⑤	就労制限 の有無	就労制限の有無について、次の例のように記載されます。 「就労制限なし」 →就労内容に制限はありません。 「在留資格に基づく就労活動のみ可」 →②の在留資格で定められた就労活動のみできます。 「指定書により指定された就労活動のみ可」 →指定書(10ページ参照)により就労活動が特定されていますので、 指定書も確認してください。 「就労不可」 →原則就労できません。ただし、裏面の資格外活動許可欄(⑧参照) が許可となっていれば、記載内容の制限を超えない範囲で就労 することができます。
⑥	顔 写 真	在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日の前日(※P4 参照)までとなっているカードには写真は表示されません。

外国人を雇用する際は在留カードを確認！

見本・裏面

住居地記載欄		
居住年月日	住居地	記載者印
2023年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中
⑩ ← 在留カード後日交付 Residence card will be issued at a later date 日本国入国審査官 Immigration Inspector, Japan		

⑧ ← ⑨

見本

⑦ 交付者	2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。
⑧ 資格外活動許可欄	許可を受けていれば、この欄に次の例のように記載されます。 「許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」 → アルバイト先が複数ある場合であっても、その合計が週28時間以内でなければなりません。 「許可: 「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内」 → 地方公共団体との雇用契約に基づく活動である必要があります。 「許可: 資格外活動許可書に記載された範囲内の活動」 → この記載がある場合は、資格外活動許可書(9ページ参照)も確認してください。
⑨ 申請欄	在留期間更新許可申請中又は、在留資格変更許可申請中であれば、この欄に記載されます。 なお、申請中の方は、満了日から2か月を経過するまで又は申請結果が出るまで、②の在留資格で滞在できます。
⑩ 後日交付印	入国時に在留カードが交付される空港は、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港です。 それ以外の空港等では、パスポートに「在留カード後日交付」の記載がされます。この場合、中長期在留者の方が区市町村に住居地の届出をした後、出入国在留管理庁から住居地宛てに在留カードが郵送されます。

●就労の可否は指定される活動の内容による

特 定 活 動

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動
(外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、大学等卒業後に就職活動を行う
継続就職活動者、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等)

該当例には代表的な職業をあげています。これ以外にも職業はありますので、詳しくは
お近くの出入国在留管理局にお問い合わせください。

資格外活動許可について

就労活動に制限のない在留資格以外の方は、在留資格に定められた活動のほかに就労
活動を行おうとする場合、あらかじめ資格外活動許可を受ける必要があります。

この許可は、①証印シール(パスポートに貼付)又は②資格外活動許可書により確認
できます。また、在留カードの裏面にも記載されます(7ページ参照)。

見本・①



見本・②

留学生の方など、在留カードの就労制限の有無欄(6ページ参照)が「就労不可」の方の
資格外活動については、下表のとおりです。

在 留 資 格	1週間の就労可能時間	教育機関が学期で定める 長期休業期間の就労可能時間
留 学	28 時間以内	1日につき8時間以内
家 族 滞 在		
特 定 活 動 (継続就職活動者、又はその者に 係る家族滞在活動を行う者)		
文 化 活 動	許可の内容を個別に決定	

※ただし、風俗営業店等(スナック、バー、ゲームセンター、パチンコ店、麻雀店
などの遊技場、ラブホテル等)では、清掃業務などであっても働けません!